平成２９年（フ）第５８号
大阪市北区天神橋８丁目12番６号　大西マンション203号室
債務者　吉岡　安夫
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７７号
大阪府東大阪市鴻池元町10番45―408号
債務者　速水千津代
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８９号
大阪府豊中市螢池北町２丁目５番10―101号
債務者　藤本　義文
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９号
和歌山県田辺市明洋３丁目14番15号
債務者　濵野喜久子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第９４号
島根県出雲市荒茅町1086番地３　市営荒茅住宅Ｄ―11
債務者　神田亜希奈
1　決定年月日時　平成29年１月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第４６１号
相模原市南区上鶴間６丁目１番24号　エクセレント207
債務者　井上紀美香
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６５号
相模原市中央区小山３―21―12―102、住民票上の住所相模原市南区双葉２丁目３番９号
債務者　三浦　翔太（旧姓吹越）
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４６８号
相模原市緑区二本松３丁目８番11号
債務者　石井　　功
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４７１号
相模原市南区東林間２丁目13番８号　ノア東林間102号
債務者　木村　有仁
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４９０号
相模原市中央区田名3990番地
債務者　篠崎　悟一
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５６４号
名古屋市緑区ほら貝３丁目132番地　グリーンヒルズ102号
債務者　竹内　正則
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３０号
愛知県春日井市中野町１丁目３番地１
債務者　堀　　薫
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９４６号
名古屋市南区西又兵ヱ町３丁目57番地　大生荘２棟106号
債務者　髙橋　一郎
1　決定年月日時　平成29年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７０号
大阪市淀川区三津屋北１丁目33番17号　コーポ神崎川　302号
債務者　中嶋　高行
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８０号
栃木県真岡市粕田999番地１、前住所栃木県真岡市熊倉町4953番地１　ＷＥＳＴ・ＰＬＡＣＥ１号棟
債務者　向原　京子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１１号
東京都新宿区戸山２丁目11―1204
債務者　梁　　美順
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８号
栃木県那須塩原市五軒町１番13号　マンションアカデミーＩ―306号
債務者　中村　恵子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月16日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部